

羽曳野市下水道条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次            第1章～第3章 省略            第4章 <u>公共下水道の構造の技術上の基準</u>(第23条・第24条)            第5章・第6章 省略            附則</p> <p>(趣旨)            第1条 この条例は、市の設置する公共下水道の管理、使用及び構造の基準については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1)・(2) 省略            (3) <u>排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。</u>            (4) 省略            (5) 省略</p> <p>(6)～(10) 省略            第3条～第7条 省略            (指定工事店)            第8条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき市長が指定する。            (1) 省略            (2) <u>専属の下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)</u>を有すること。            (3) 省略</p> <p>2 省略            3 省略            4 省略            第9条～第22条 省略            第4章 <u>公共下水道の構造の技術上の基準</u>            (排水施設の構造の技術上の基準)            第23条 <u>公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)</u>の構造の基準は、次のとおりとする。            (1) <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u>            (2) <u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有</u></p>	<p>目次            第1章～第3章 省略            第4章 <u>都市下水路</u>(第23条・第24条)            第5章・第6章 省略            附則</p> <p>(趣旨)            第1条 この条例は、市の設置する公共下水道の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略            (4) 省略            (5) <u>都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。</u>            (6)～(10) 省略            第3条～第7条 省略            (指定工事店)            第8条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき市長が指定する。            (1) 省略            (2) 専属の<u>責任技術者を有すること。</u>            (3) 省略</p> <p>2 <u>市長が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる条件を備えていない者であっても臨時に指定することができる。</u></p> <p>3 省略            4 省略            5 省略            第9条～第22条 省略            第4章 <u>都市下水路</u>            (行為の制限)            第23条 <u>法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u>            2 <u>施行令第19条に規定する軽微な行為をしようとする者は、届出書を市長に提出してその指示を受けなければならない。</u></p>

するものとするができる。

- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(適用除外)

第 24 条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

以下省略

(準用規定)

第 24 条 第 27 条及び第 28 条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。

以下省略